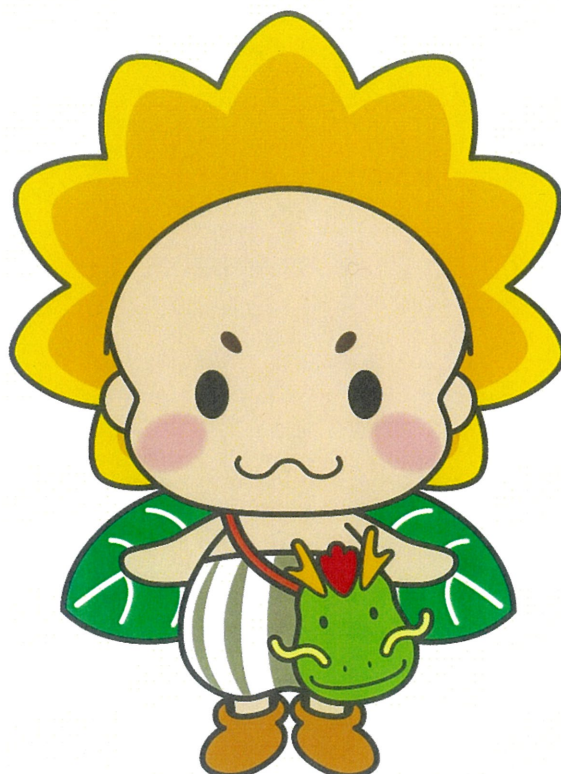


第2次まんのう町子ども読書活動推進計画



まんのう町立図書館キャラクター
「かりまいちゃん」



まんのう町公式キャラクター
「まんテンちゃん」

令和6年6月

まんのう町

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	- 2 -
(1) 国・県の動向.....	- 2 -
(2) まんのう町の状況.....	- 4 -
2 計画の目的.....	- 4 -
3 計画の基本理念.....	- 5 -
4 計画の期間.....	- 5 -

第2章 まんのう町の子どもの読書活動に関する現状と課題

1 まんのう町の子どもの読書状況.....	- 6 -
(1) 読書活動の実態と課題.....	- 6 -
(2) 家庭における読書活動の実態と課題.....	- 7 -
(3) 学校における読書活動の実態と課題.....	- 9 -
(4) 町立図書館における読書活動の実態と課題.....	- 11 -

第3章 子ども読書活動の推進

1 施策の体系.....	- 13 -
2 町の特徴を生かした取組の展開.....	- 14 -
3 家庭、こども園・学校、地域等の連携とそれぞれの役割の展開.....	- 14 -
(1) 家庭、こども園・学校、地域等の連携推進.....	- 14 -
(2) 家庭における読書活動の推進.....	- 15 -
(3) こども園・学校における読書活動の推進.....	- 16 -
(4) 地域等における読書活動の推進.....	- 18 -
4 計画の推進.....	
(1) 成果目標.....	- 20 -

参考資料

- 1 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

① 子ども読書法施行以降の施策展開

子どもの活字離れが危惧され、平成13(2001)年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行、翌年の平成14(2002)年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。それ以来、全国的に子どもの平均読書冊数が増加しました。1か月に1冊も本を読まない子どもの比率(不読率)は、コロナ禍における各学校の臨時休業や図書館の臨時休館等により、図書館へのアクセスがしにくい状況の影響もあり、小中学生で、一時的な増加傾向が見受けられましたが、平成29(2017)年から令和5(2023)年までの不読率の平均値(小学校6.6%、中学校14.1%)と令和5(2023)年の不読率(小学校7.0%、中学校13.1%)の差は1.0pt以下の横這いの傾向となっています(図1参照)。

国による子どもの読書活動に対する施策については、平成20(2008)年3月に「第二次基本計画」が策定され、取組主体が家庭・地域・学校・民間団体と分類されました。平成30(2018)年4月に策定された「第四次基本計画」、令和5年(2023)年3月に策定された「第五次基本計画」においても4つの取組主体は踏襲されています。

読書習慣の形成に向けて、第四次計画では「乳幼児期から高校生期までの発達段階に応じた支援」とあったものが、「切れ目のない支援の促進」となり、学校種間の移行段階に着手した取組の推進と変化しています。また、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進等が計画改正の主なポイントとなっています。

香川県では、平成15(2003)年7月に「香川県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成20(2008)年2月に「第2次計画」、平成24(2012)年12月に「第3次計画」を策定し、更なる子どもの読書活動を推進しております。そして平成28(2016)年度からの子どもの読書活動推進については、「第3期香川県教育基本計画」の中で一体的に示されています。

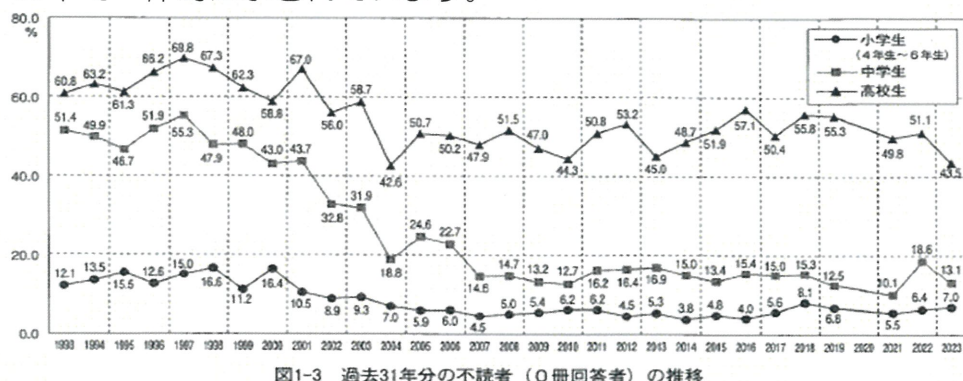


図1

5月1か月に本を読まなかった子どもの割合の推移

「第39～68回
学校読書調査」
(公益社団法人
全国学校図書館協議会)

② 学校図書館の充実に向けた動き

平成 26（2014）年 6 月、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならないことを明文化した学校図書館法改正以降、地方公共団体で学校図書館の整備・充実に向けた動きが活発です。一方、法改正に先んじて平成 26（2014）年 3 月に文部科学省がまとめた報告書「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」では、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められ、これらの活動の充実のため、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを利活用していくことが重要と定義されています。（図 2 参照）。

学校図書館担当職員に求められる役割・職務

- 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）は、学校教職員の一人として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

<読書センター機能>	<学習センター機能>	<情報センター機能>
● 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備 ● 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施等	● 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備 ● 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援等	● 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応 ● 情報活用能力の育成のための授業における支援等

- これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

- 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

<学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 学校における学校図書館の意義に関すること
- 情報や資料の種類や性質に関すること
- 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等

<児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 児童生徒の発達に関すること
- 学校教育の意義や目標に関すること
- 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等

- これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

図 2 文部科学省の公表資料「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」より抜粋・引用

（２） まんのう町の状況

本町では、平成 18（2006）年の仲多度郡の琴南町、満濃町、仲南町の合併以前より、各小学校のPTA ボランティアや地域のボランティアによる読書支援活動や各公民館の図書室での貸出等が行われていました。合併後にスタートした乳児（4 ヶ月）健康診査の際にブックスタートアドバイスブックレットと絵本を保護者に贈呈するブックスタートは現在も引き続き取り組んでいます。

平成 25（2013）年 6 月には、まんのう町立図書館を建築、開館。町立図書館では、様々なイベント等を通して子どもの読書活動の推進を行っています。平成 28（2016）年度 8 月からは町立小・中学校に学校司書を配置。平成 30（2018）年 2 月からは、学校司書による認定こども園での読み聞かせ支援を開始しています。

このような中、本町は、あらゆる場所において読書に触れる環境を整備することが望ましいと考え、子どもの読書活動の促進・支援に関する基本理念と具体的な目標について、令和元（2019）年 7 月に「まんのう町子ども読書活動推進計画」を策定しました。翌年には、町民全体が読書に親しみ、広く読書のすばらしさについて理解を深める日として、町立図書館開館記念に合わせて、毎年 6 月第 1 土曜日を「まんのう町民読書の日」と決めました。

また、令和 2（2020）年 4 月からは、町内各公民館の図書について、まんのう町立図書館の蔵書管理システムへの登録を進め、令和 6（2024）年 4 月から、各公民館にてシステムを使った図書の貸出が始まりました。

この度、第 1 次計画で定めた 5 年間が終了したことを受け、改めて次の 5 年間を見据えた「第 2 次まんのう町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 計画の目的

本計画は、「まんのう町総合計画」の将来像である「元気まんまん まんのう町」と、政策目標として示す「豊かな学びと生きがいを育む」に基づき、子どもたちの読書を推進するために策定するものです。

子ども読書法の第 2 条では、読書を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」と定義しています。

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養い、多くの知識、多様な文化を理解することが出来ます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度を培うことが出来ます。これらを目的とし、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することを目指します。

3 計画の基本理念

本計画の基本理念を以下の通り掲げ、計画の遂行に邁進します。

生涯学習のまち 本と生きるまち まんのう町

～心を満たす ^{こま}濃やかな読書活動を実現する～

4 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年から令和10（2028）年までの5年間とします。

第2章 まんのう町の子ども読書活動に関する現状と課題

1 まんのう町の子ども読書状況

まんのう町の子ども読書状況や、町立図書館、学校図書館の利用状況などを把握し、本計画の策定に反映するため、令和5（2023）年11月に「子どもの読書活動に関するアンケート」を実施しました。

対象	回答者数
6ヶ月から6歳の子どもを持つ保護者	362名
町内小学校5年生	157名
満濃中学校2年生	163名

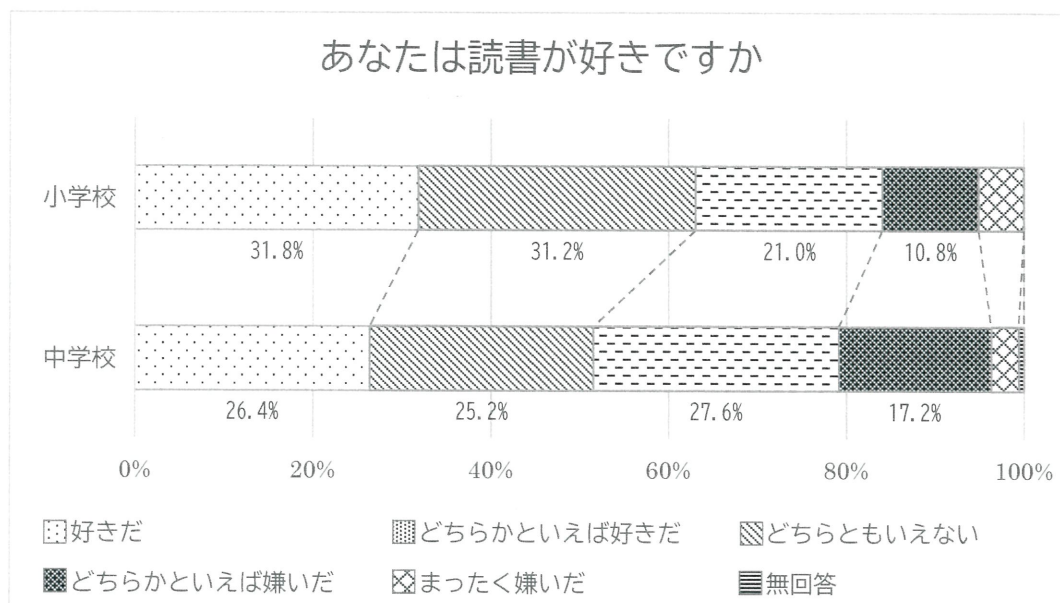
（1）読書活動の実態と課題

子どもの読書状況

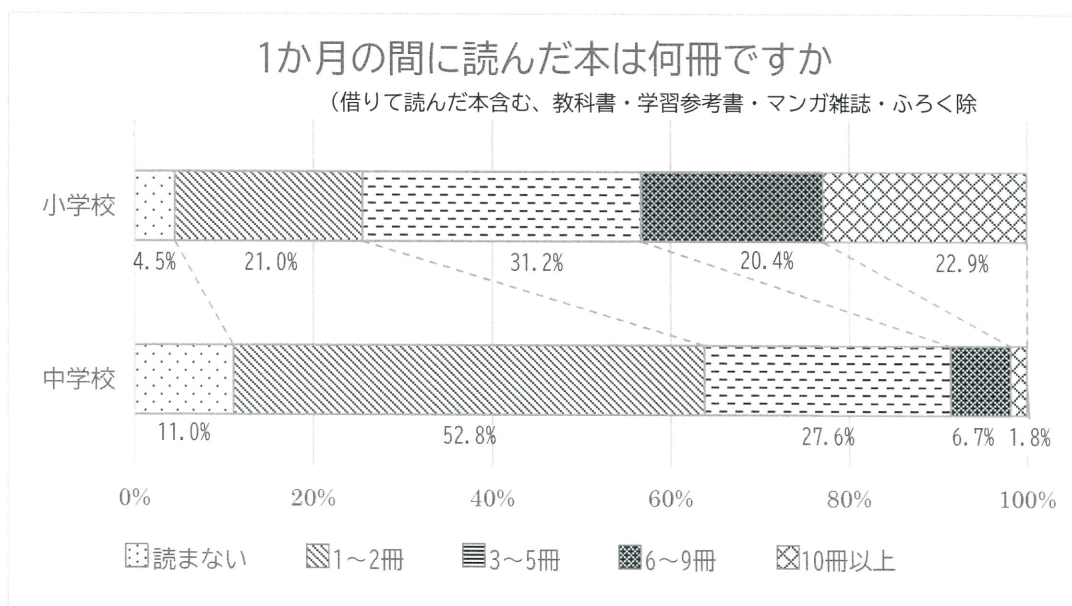
読書が好きな子どもは、小学5年生では27.4%（前回52.8%）、中学2年生では26.4%（前回30.7%）と前回調査より小学生が大きく減少しています。（図1）また、1か月の間に読む本の冊数は、10冊以上読む人が、小学5年生では22.9%（前回34.8%）、中学2年生では1.8%（前回2.4%）と多読者の割合が減少しています。

不読率については、小学5年生では、4.5%（前回3.1%）と増加しているものの、全国平均7.0%を2.5ポイント下回っています。中学生では11.1%（前回15.0%）と減少が見られ、全国平均13.1%と比較すると2ポイント下回っています。（図2）

町内での子どもの読書活動の取組について、一定の成果は見られるものの、状況の改善には、継続した取組が必要です。



(図 1) 子どもの読書の関心



(図 2) 1ヶ月間の小中学生の読書冊数

(2) 家庭における読書活動の実態と課題

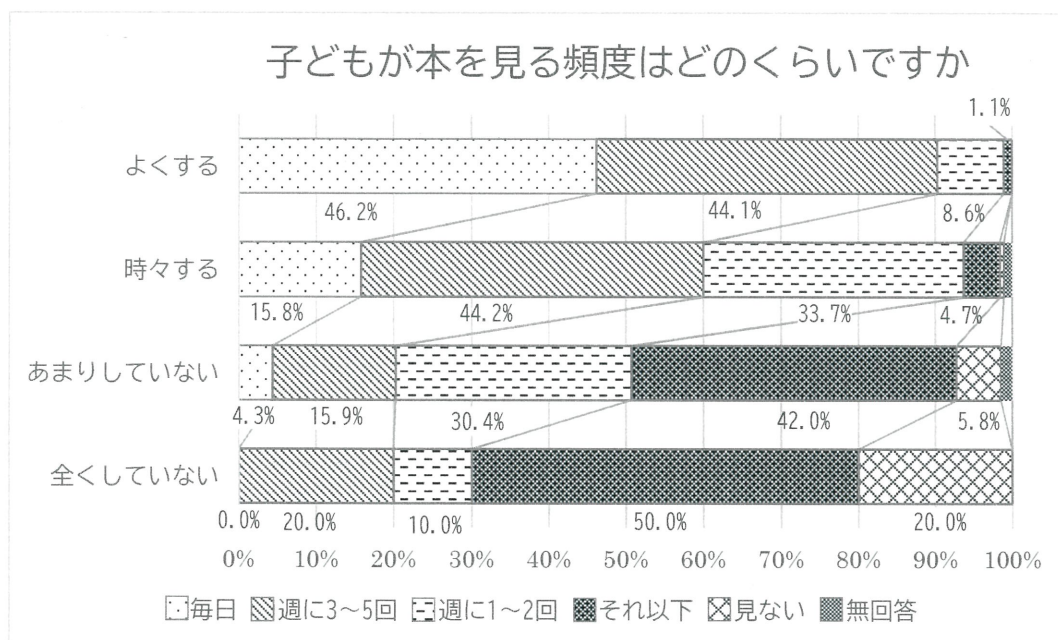
家庭における読み聞かせ

6歳以下の子どもが本を見る頻度と、保護者の読み聞かせ習慣との関係を見ると、毎日見る子どもは、保護者が読み聞かせを「よくする」家庭が46.2%（前回62.5%）と最も多く、「まったく見ない」子どもは、保護者が読み聞かせを「まったくしていない」家庭が20.0%（前回40.0%）と最も多くなっています。（図3）

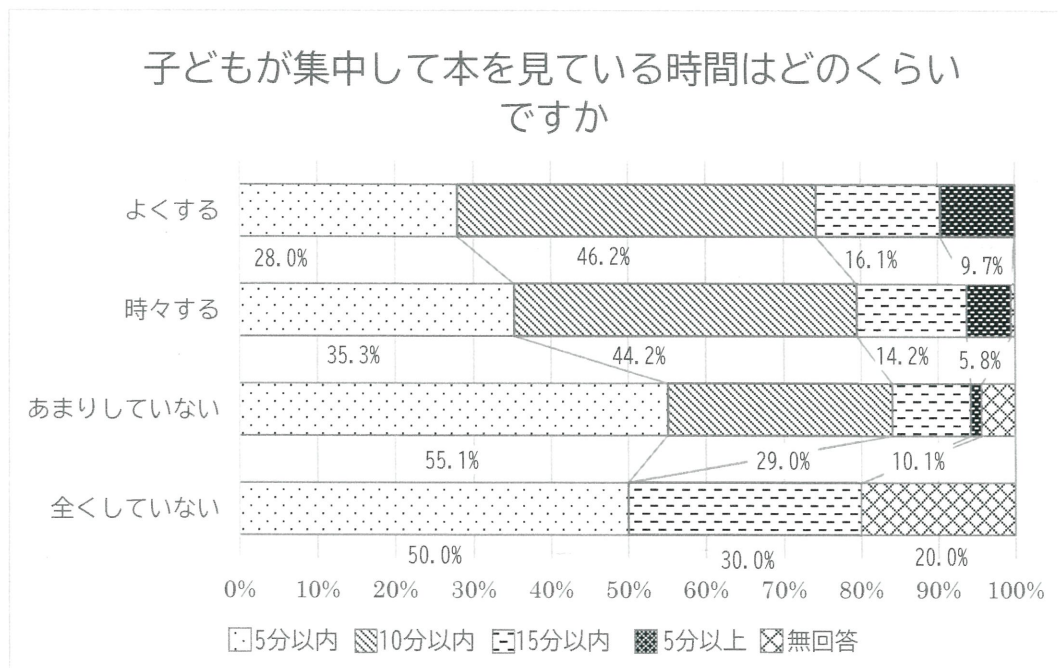
また、6歳以下の子どもが集中して本を見ている時間と、保護者の読み聞かせ習慣との

関係をみると、15分以上集中して見ている子どもは、保護者が読み聞かせを「よくする」家庭が9.7%（前回19.2%）と最も多く、本を見るのが5分未満の子どもは、保護者が読み聞かせを「あまりしていない」家庭が55.1%（前回51.6%）と最も多くなっています。（図4）

子どもが読書に親しむ上で、現在も実施している本町のブックスタート事業をはじめ、家庭での読み聞かせ啓発運動が大きな効果があると考えられるため、引き続き家庭で読書に親しむ機会を増やすことが重要です。



（図3） 保護者の読み聞かせ習慣からみた子ども（6歳以下）の読書頻度



（図4） 保護者の読み聞かせ習慣からみた子ども（6歳以下）の本を見ている時間

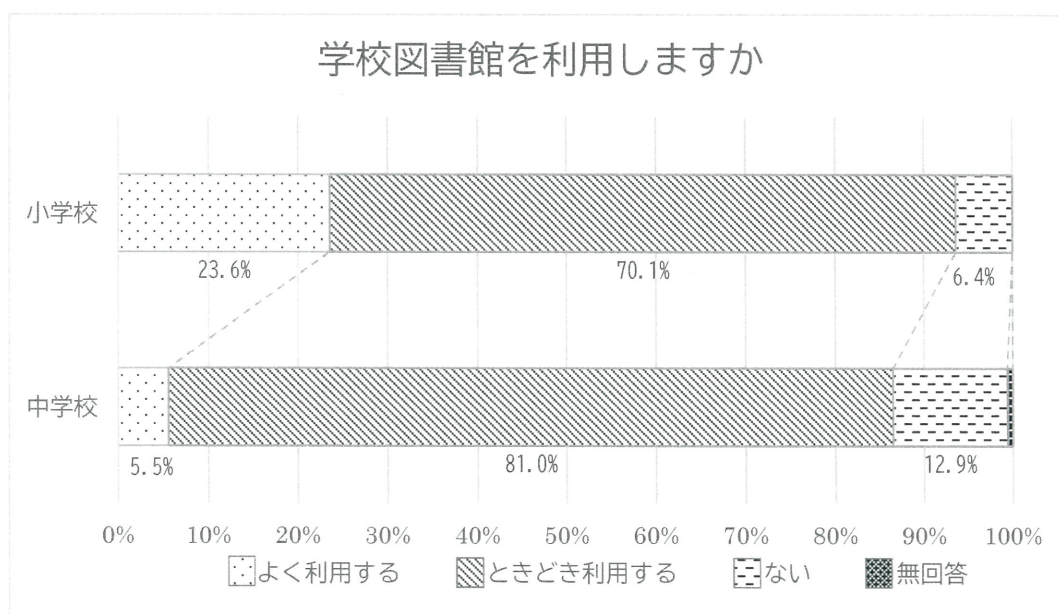
(3) 学校における読書活動の実態と課題

読書のきっかけとしての学校及び学校図書館

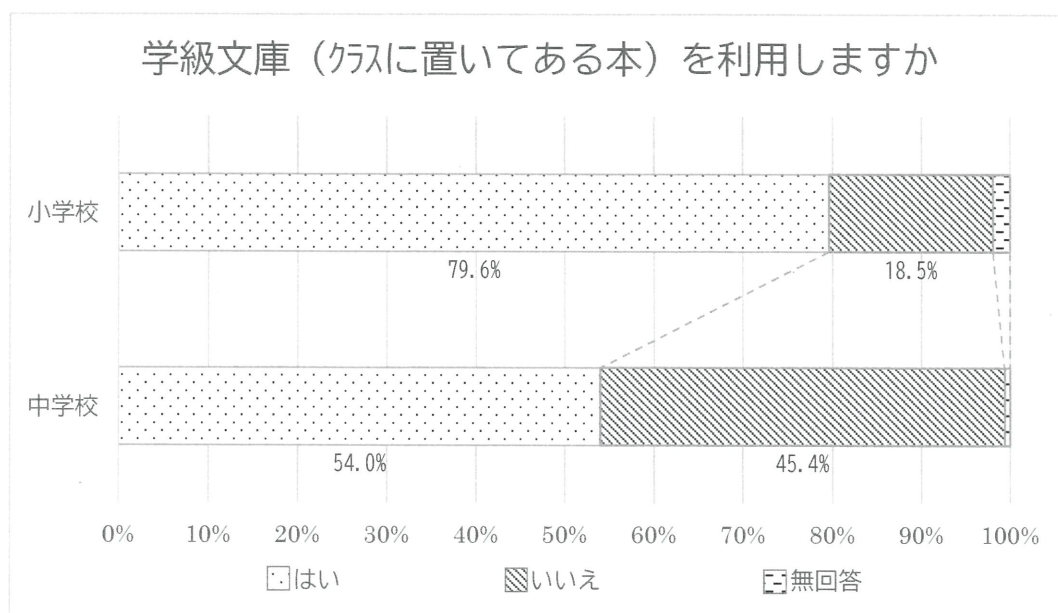
学校図書館を「よく利用する」子どもは、小学5年生では23.6%（前回28.6%）ですが、中学2年生は5.5%（前回3.1%）となっています。また、学校図書館を「利用したことがない」子どもは、小学5年生では6.4%（4.3%）ですが、中学2年生では12.9%（前回69.3%）です。（図5）一方、学級文庫を利用する子どもは、小学5年生は79.6%（前回87.6%）、中学2年生は54.0%（前回77.6%）です。子どもの読書と、学校における本の置き場所との関係が深いことが分かります。（図6）

また、読みたい本を手に入れる先は、小学校では「学校図書室で借りる」が39.8%（前回35.1%）と一番多く、中学校では「書店（本屋）で買う」が35.4%（前回50.7%）と一番多いものの、二番手に「学校図書室で借りる」が30.2%（前回22.7%）となっています。「学校図書室で借りる」が小学校では4.7pt、中学校では7.5pt共に増加しており、学校図書館の蔵書が魅力的なものに改善されているといえます。（図7）

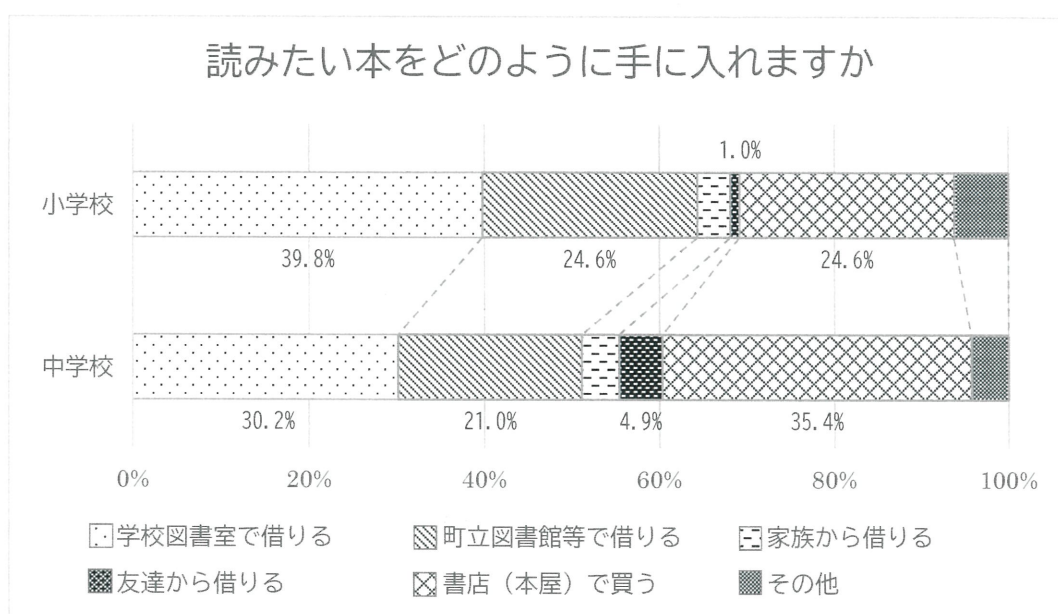
引き続き、読書センターとしての学校図書館の環境を整えることが、学校での読書活動の促進に繋がると考えられます。また、環境の充実はもとより、授業や休み時間での読書活動の取組を充実させることが大切です。



(図5) 小中学生の学校図書館の利用状況



(図 6) 小中学生の学級文庫の利用状況



(図 7) 小中学生が読みたい本をどのように手に入れるか

（４） 町立図書館における読書活動の実態と課題

町立図書館の利用状況

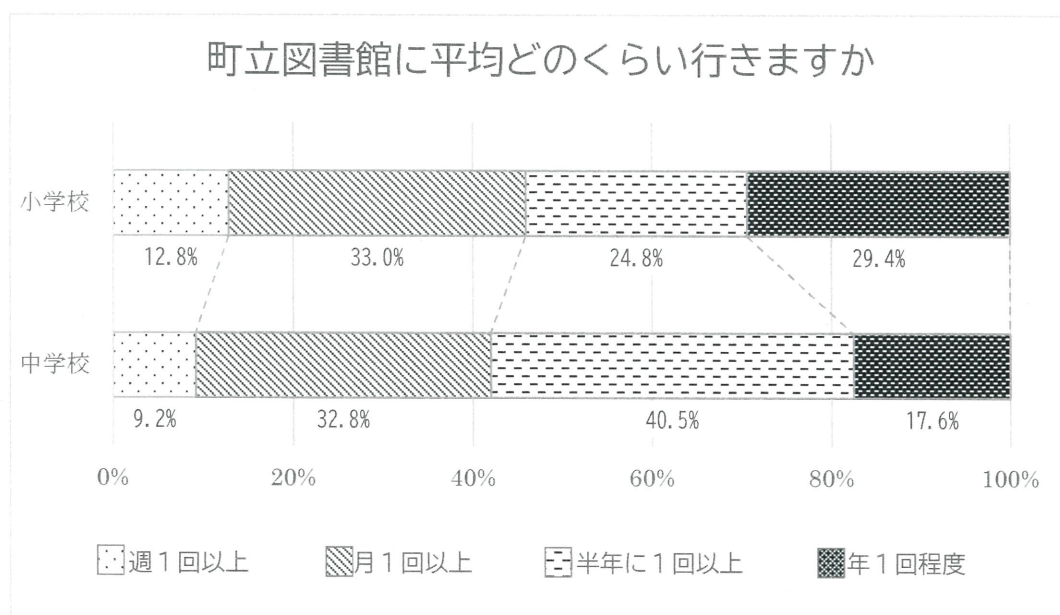
町立図書館を、週に１回以上または月に１回以上利用する子どもは、小学５年生で４５.９％（前回４６.０％）、中学２年生では３９.６％（前回４２.５％）であり、１か月の間に１回以上利用する子どもが約半数となっています。またその一方で、全く利用しない子どもが、小学５年生で３４.４％（前回１６.１％）、中学２年生で２１.５％（前回１５.０％）いる状況です。（図８）

町立図書館の利用目的は、小学５年生では「本を借りる」が６９.０％（前回７０.１％）（中学２年生３１.７％（前回４３.５％））と最も多いのに対し、中学２年生では「学習室として利用」が５８.３％（前回３６.１％）（小学５年生６.２％（前回３.７％））と最も多くなっており、小中学生での利用目的の差が明確となっています。（図９）

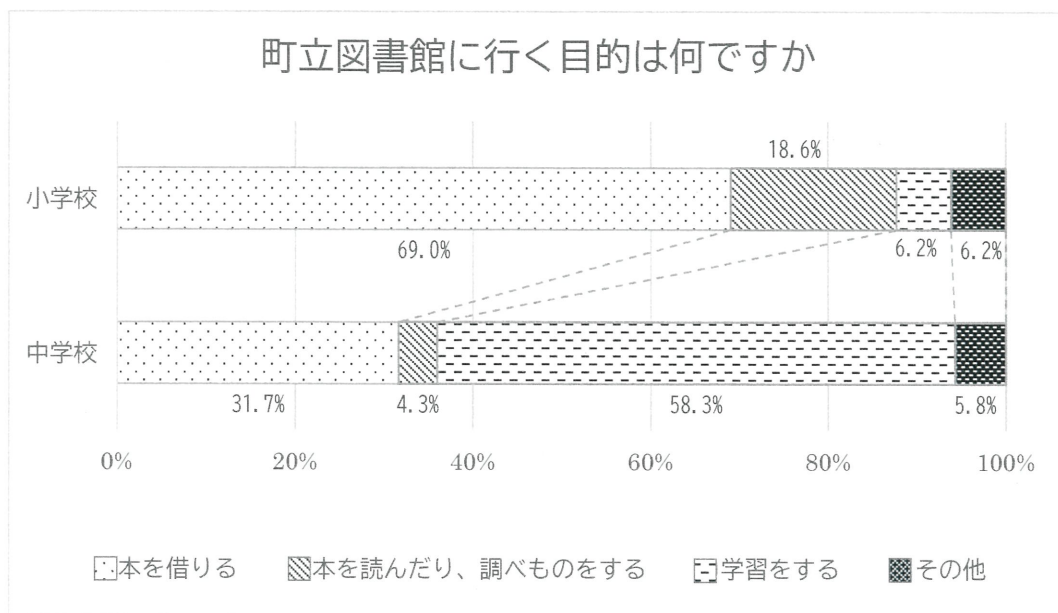
情報センターとしての町立図書館

利用するときに困ることとして最も多くあげられた理由は、小学５年生は３０.０％が「探している本がない」、中学２年生は２７.６％「席が空いていない」となっており、ここにも利用目的の差が表れています。一方で小中学生ともに約３割の子どもが「特にない」と答えており、図書館として一定の機能は、満たしていると考えられます。（図１０）

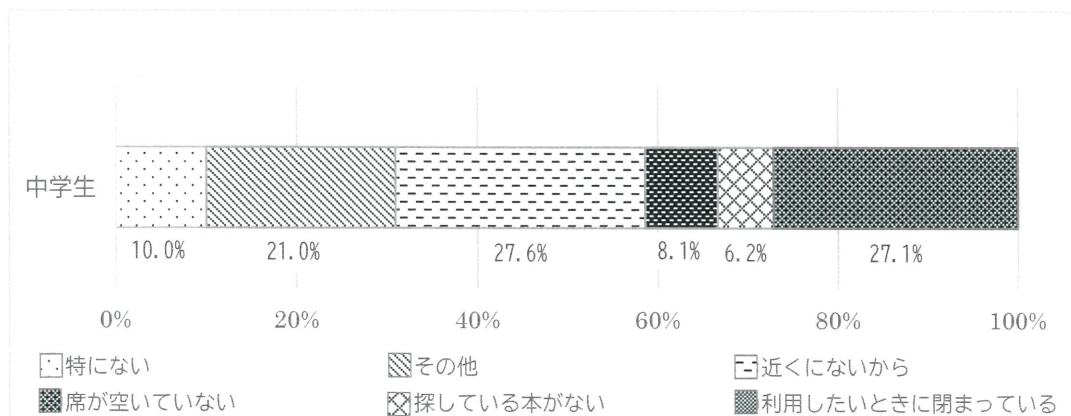
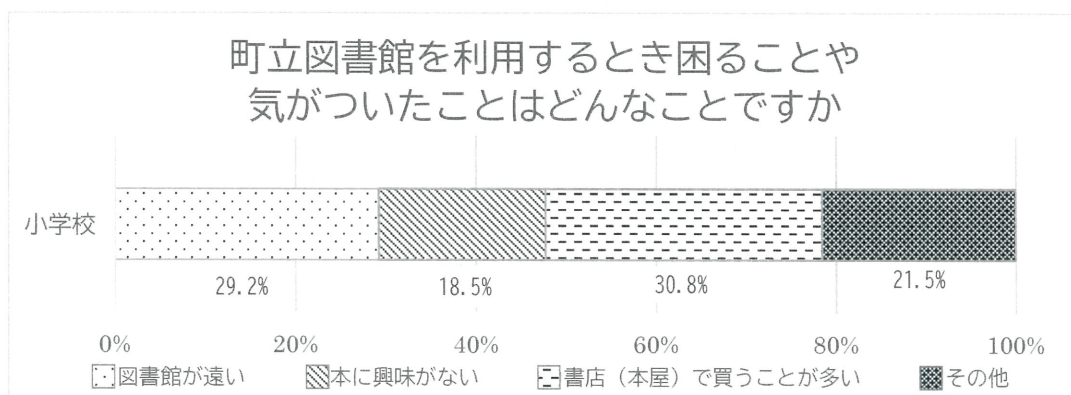
中学生の回答に、２０.０％が「読みたい本がない」と答えていることから、子どもの読みたい本を多く揃え、子どもたちにとってさらに魅力的な図書館となることで、子どもたちの読書意欲を向上することができると考えられます。



（図８） 小中学生の町立図書館の利用状況



(図 9) 小中学生の町立図書館の利用目的

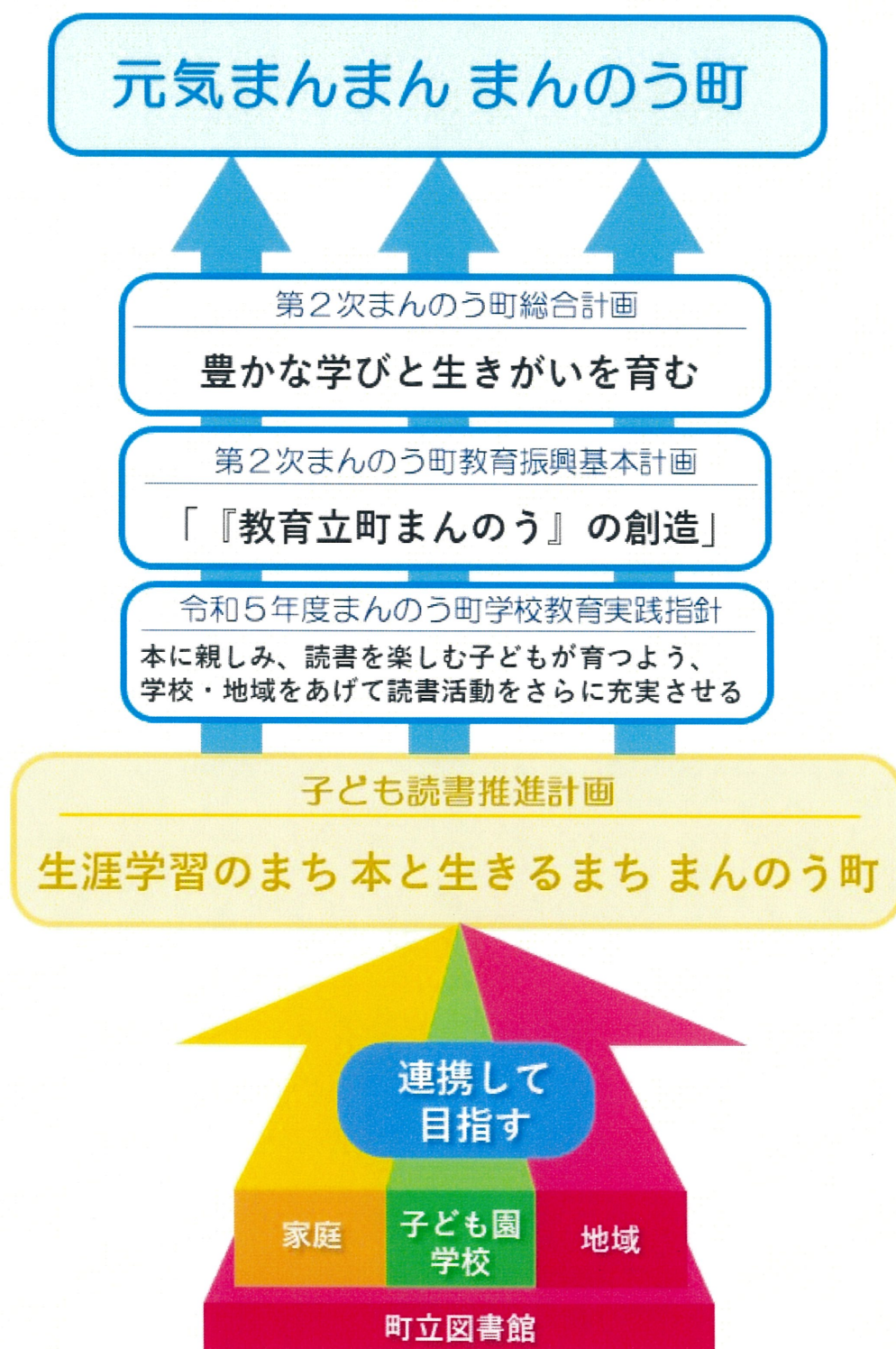


(図 10) 小中学生の町立図書館の利用状況

第3章 子ども読書活動の推進

1 施策の体系

子どもの読書活動に関する現状と課題を踏まえ、本計画の目的と基本理念に基づいた施策体系を以下のように示します。



2 町の特徴を生かした取組の展開

昔、水が町民の財産であったように、本を町民の共有財産とし、豊かな水で満たされた満濃池のごとく、読書で満たされた心をもつ子どもを育むため、濃密な読書活動を展開することこそ、まんのう町がめざすべき姿です。

令和2（2020）年3月策定「第2次まんのう町総合計画」で示されている通り、まんのう町の子どもたちは、豊かな自然、貴重な歴史遺産、地域の絆に囲まれた環境の中で、学び成長しています。本は、そんなまんのう町の自然や文化を守り、継承するための豊かな学びを支えています。

同年3月に策定した「第2次まんのう町教育振興基本計画」では「『教育立町まんのう』の創造」を基本理念に掲げ、教育と生涯学習によって成り立つ町をめざしています。

将来のまんのう町を担い、支えていく人材を育成する教育に、本は欠くことのできない存在です。

町全体で子どもを大切に育み、学びたいという人を支える環境づくりに力を入れ、生涯学習のまち、本と生きるまちを次世代へ継承するために読書環境の充実に取り組みます。

3 家庭、こども園・学校、地域等の連携とそれぞれの役割の展開

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの成長に深く関わる家庭、こども園・学校、地域等が、読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深める必要があります。

町全体が一体となり、あらゆる場面で子どもの成長に合わせた、質の高い切れ目のない読書支援を行うことと、子どもの読書環境の充実を図ることが求められます。

このような観点から、町は、家庭、こども園・学校、地域等がそれぞれの役割を理解することを助け、子どもの読書活動への取り組みにおける質の向上を支援します。

（1）家庭、こども園・学校、地域等の連携推進

町内すべての子どもに充実した読書環境を提供するには、家庭、こども園・学校、地域等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、それぞれの計画を実現することが必要です。町全体が一体となり子どもの読書活動を進められるよう努めます。

連携における具体的な取組	
図書館協議会の運営と開催	定期的に図書館協議会を開催し、本計画について適宜見直し、計画遂行に向けて努力します。
まんのう町子ども読書ボランティア連絡会の開催	地域における子どもの読書活動に取り組む個人や団体と連携し、まんのう町の子ども読書水準を上げることを目的とした連絡会を開催します。

読書活動への理解の促進
● 大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、子どもの成長に深く関わっている保護者、教職員、保育教諭等が読書活動に理解と関心をもつよう研修、講座などを開催します。
「まんのう町民読書の日」の推進
● 6月第1土曜日の「まんのう町民読書の日」を、町民全体が読書に親しみ、広く読書のすばらしさについて理解を深める日として定着を図り、読書活動を促します。
普及・啓発活動の推進
● 「広報まんのう」や「爽風」などの紙面、ホームページの充実、公民館まつりやかりんまつりなどのイベントを通じ、子どもたちの読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性の普及・啓発に努めます。

（２） 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮し、率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に役割を果たしていくことが必要です。家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すことも有効です。家庭における環境づくりと保護者の読書活動への興味関心を高め、理解を深める取組に努めます。

家庭における具体的な取組
ブックスタートの実施 ● ブックスタートとは、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、乳幼児健診などの機会を利用して、絵本をプレゼントする取組です。赤ちゃんが絵本を開く楽しい体験と絵本を介して、親子がゆったり温かな時間をもつきっかけづくりを行います。
読み聞かせや読書活動への理解の促進 ● 子育て支援の中で、保護者が読書活動について興味を持てるようきっかけを作り、保護者の関心を高めながら、子どもがより読書を楽しめるような工夫を行います。 ● 未就園児を含む子どもとその保護者に、町立図書館や子育て支援室等で実施されている読み聞かせに参加してもらうなど、読み聞かせの必要性や重要性などについての体験や学びの機会を提供し、家庭で積極的な取組が進められるよう促します。

「23 が 60 読書運動」の推進

- 家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週（日曜日から土曜日）を「23 が 60 家庭読書週間」と位置付け、子どもがいる家庭において、家族と一緒に、その1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む呼びかけを行い、子どもの読書の機会が充実されるよう理解を促します。

（3）こども園・学校における読書活動の推進

子どもが多くの時間を過ごすこども園や学校における読書活動は、重要な役割を果たします。子どもが本に興味を持つように促し、読書が習慣となるような取組を行います。

① こども園

乳幼児期は豊かな感性をはぐくむ時期であり、読み聞かせなどを通じ、絵本や物語等に親しむ体験が大切です。それは、子どもたちが絵本に興味を持ち、物語の楽しさを味わうことに繋がります。さらに、心地良い読み聞かせの体験は、絵本を通して大人と子どもが「物語」・「時間」・「空間」を共有することができ、愛着形成や非認知能力が育まれます。子どもに読み聞かせる喜びや、読書の楽しさを親子で味わい、読み聞かせの大切さを実感できる機会を保護者に提供し、自発的な活動を支援することも大切です。

こども園における具体的な取組

絵本や物語等に親しむ機会の充実

- 子どもが絵本や物語に興味をもち、想像を豊かに広げられるよう、題材選びや指導方法の工夫を子ども一人ひとりに応じて行うとともに、集団で楽しめる雰囲気づくりに努めます。
- 子どもと保護者が絵本等に親しむ機会と場を提供できるよう、読書スペースの確保に努めます。

家庭での読み聞かせの促進

- 家庭教育学級、保育参観などを通じて、乳幼児期における本の大切さを保護者に知らせ、親子のふれあいを大切に、家庭での本の読み聞かせの機会充実に努めます。
- 絵本などへの興味を家庭でも広げ、活かしていけるよう、保護者への情報発信を行い、多面的な視野に立って、読み聞かせなどに関する助言を行います。
- こども園から家庭に本を貸出することで、家庭の読書環境の充実に努めます。

こども園での読み聞かせの充実

- 保育教諭等や地域のボランティア、学校司書との連携による読み聞かせを引き続き行っていきます。
- 小中学生が、交流活動においてこども園で読み聞かせを行うなど、絵本等に触れる機会が多様になるよう促します。

③ 学校

学校においては、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現のため、国語科の学習活動をはじめ、各教科や特別活動および総合的な学習を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動が行われています。また読書は、子どもの言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に大きな役割を担っています。子どもの多様な学習と読書活動を支えるために、学校図書館には専門的職員である学校司書を配置し、授業等で計画的に利用し、その機能の活用を図ります。児童生徒が本に触れる機会を設けることで、読書活動のきっかけづくり、習慣化に向けた指導を行い、本を読まない子どもの割合を減らすとともに、子どもの読書量の増加を目指します。

学校における具体的な取組
読書活動指導の充実 ● 一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を、継続して実施するよう一層の充実を図ります。 ● 学校において推薦図書目録を作成し、読書内容の質の向上を図ります。 ● 各学校が独自の読書目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。 ● 各教科、総合的な学習の時間等を通じて、文学的文章はもちろん、新聞や科学雑誌などを含め、多様な種類の読み物に親しめるように促します。
児童生徒の自主的活動の充実 ● 本の紹介やリクエスト、図書館行事、図書委員会の活動など、児童生徒が図書館の運営に参画できる機会を設けます。 ● こども園や町立図書館などで読み聞かせを行うなど、児童生徒が自主的に地域のコミュニティに参加し、読書活動の一旦を担う活動に取り組むように促します。
ボランティアによる読み聞かせの充実 ● PTA 図書ボランティア、地域の読み聞かせボランティアによる読み聞かせの実施に取り組みます。
学校図書館機能の強化 ● 安全で安心して過ごせる居心地の良い空間をつくり、魅力的な児童生徒の居場所となるための環境づくりに努めます。 ● 児童生徒の豊かな読書経験の機会と、学校教育を支え充実していくために、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実します。 ● 学校図書館の機能として「読書センター」はもちろんのこと、文部科学省の学習指導要領「生きる力」で示される、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現を支える「学習センター」、情報活用能力を育成する「情報センター」として、学校図書館運営の在り方を推進します。 ● 図書担当教諭が中心となり、教職員が学校図書館を活用した教育活動を推進できるように、協力体制を促します。

学校司書の配置 ● 図書担当教諭と連携し、学校図書館の日常的な運営や管理、教育活動の支援を行うため、各学校に学校司書を配置します。 ● 学校司書は、図書担当教諭等と協働し、児童生徒の読書活動、学習活動、授業の支援に取り組みます。
啓発、広報活動 ● 学校図書館から発行される図書館だよりなどを通し、おすすめ図書の紹介をはじめ様々な情報発信を行います。 ● 参観日等に保護者向け講座を開催するなどし、読書の重要性に関する啓発活動を行うように努めます。

(4) 地域等における読書活動の推進

地域では、町立図書館を中心に、公民館、放課後児童クラブ、子育て支援室等が連携し、読書が楽しめる拠点となるよう環境を整備していくことが重要です。子どもたちにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知り、必要に応じて情報を収集する場である図書館は、地域における子どもの読書活動の推進の要であり、中心的な役割が期待されています。図書館では、すべての子どもが本とふれあい、自主的に読書に親しめるように、子どもの目線で利用しやすい環境を整備するとともに、資料を充実します。また、専門的職員である司書を配置し、時代のニーズに合わせた図書館運営を行います。地域における読書ボランティア、子育てボランティア等、子どもに関わる様々な団体と連携・協働し、子どもの読書活動の推進に向けて地域人材の積極的活用を図ります。

図書館における具体的な取組
資料の充実 ● 子どもの多様な興味に応えることができるよう、幅広い分野の本を選び収集するよう努めます。 ● 障害のある子どもや地域に在留する外国籍の子どもなど、それぞれにふさわしいサービスの充実に努めます。 ● 乳幼児と保護者がふれあいながら利用できる「親子読書コーナー」の充実や書架の高さの工夫など、すべての子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます。 ● 地域における、読書活動に関わる個人や団体を支援するための資料を収集、提供します。
利用の拡大とサービスの充実 ● 読書通帳を継続して発行し、子どもたちが読書活動を行うきっかけづくりとして、読書への興味を保ち続けられるようにします。 ● 「あかちゃんタイム」を設け、乳幼児期の子どもを連れた保護者が来館しやすい雰囲気をつくります。その日には、あかちゃんのためのおはなし会を実施し、乳幼児期から本に親しむ

機会を設けるとともに、保護者の読書相談に応じます。 ● 図書館から遠隔地の方への出張図書館を実施します。 ● 開館時間や距離の制限なく利用できる電子図書館の活用の周知に努め、英語の音声書籍など、電子書籍だからこそできる、子どもたちの読書活動の支援を行います。 ● 町内音声告知放送にて朗読放送「図書館のおはなしの時間」を実施し、耳からの読書の機会を提供します。
各機関、団体との連携 ● こども園や小・中学校、放課後児童クラブ、子育て支援室、ボランティア団体などへの資料支援として、団体貸出を実施します。 ● こども園、小・中学校に対し、図書館見学会を実施します。 ● 子ども司書体験講座やインターンシップ（就業体験）の受入れを行います。 ● 学校図書館や公民館の図書室等と連携し、蔵書の相互利用を行います。 ● 子どもの体験学習と本の知識が結び付き学習が深まるよう、国営讃岐まんのう公園や香川県立満濃池森林公園、まんのう天文台等と連携します。
啓発、広報活動 ● 「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）や「まんのう読書週間」（6月1日～6月第3日曜）に読書や本に親しむイベントや講座を開催するなど、広く子どもの読書活動に関する理解と関心を高めます。 ● 子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさなどについて、理解を深めます。 ● テーマ展示やブックリストの作成など、子どもの発達に合わせた本と出会えるよう支援します。年齢層に応じた推薦図書や新着図書、テーマで選んだ図書のリストを作成し、こども園及び小・中学校や公民館等とも連携し、広く活用します。 ● 職員とボランティアが協力しておはなし会を定期的実施するとともに、絵本の読み聞かせやストーリーテリング、紙芝居の上演などを通して、子どもに読書の楽しさを伝え、本に親しむ環境づくりに努めます。 ● 図書館のイベント等において、家庭で不要になった図書を持ち寄り、自由に持ち帰れる機会を設けます。
公民館等における具体的な取組 ● 公民館等において、図書室の自由閲覧や希望図書貸出の実施等、子どもが自由に読書に親しむことができる体制が整備されるよう促します。 ● 町立図書館とのネットワークが構築されたことを受け、町民が横断的に町の財産である資料を有効活用できるよう促します。 ● 公民館まつりにて出張図書館や利用登録会を行うなど、町立図書館との連携を図ります。 ● 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が、一層推進されるよう促します。

4 計画の推進

(1) 成果目標

計画期間における取り組みが効果的に推進されているかを測るため、次のとおり指標を設けます。

番号	指標	対象	現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和10 (2028) 年度)
1	読み聞かせを週 3 回以上する家庭の割合	保護者 (こども園)	44.8%	50.0%
2	子どもが本を見る頻度が週 3 回以上の割合	保護者 (こども園)	59.1%	70.0%
3	1 ヶ月の読書冊数が 6 冊以上の割合	小学 5 年生	43.3%	65.0%
4	1 ヶ月の読書冊数が 3 冊以上の割合	中学 2 年生	36.2%	40.0%
5	不読率の改善 (1 ヶ月に 1 冊も本を読まない割合)	小学 5 年生	4.5%	2.0%
6		中学 2 年生	11.0%	10.0%
7	町立図書館見学回数	こども園・小中学校	1 回	10 回
8	町立図書館団体貸出数	こども園・小中学校・放課後児童クラブ	1 か月平均 257 冊	1 か月平均 300 冊
9		子育て支援室・読書活動に関わるボランティア団体	1 か月平均 90 冊	1 か月平均 100 冊
10	町立図書館おはなし会参加者数	全体	545 人	500 人

参考資料

目 次

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

○アンケート結果（6 ヶ月から6歳の子どもの持つ保護者）	22 ページ
○アンケート結果（町内小学校 5 年生）	24 ページ
○アンケート結果（満濃中学校 2 年生）	27 ページ

2 子どもの読書活動の推進に関する法律.....30 ページ

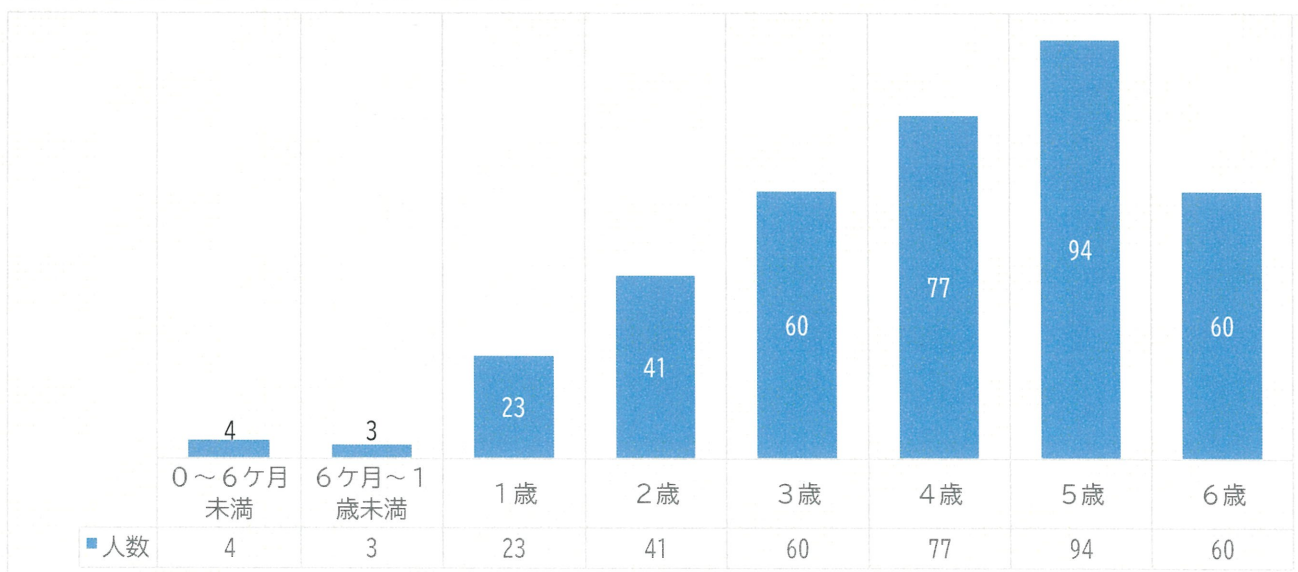
子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

令和5（2023）年度実施

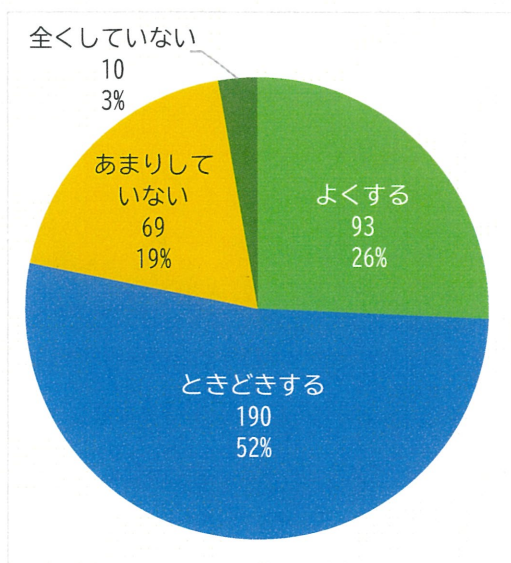
対象	回答数
6ヶ月から6歳の子どもを持つ保護者	362名
町内小学校5年生	157名
満濃中学校2年生	163名

○アンケート結果（6ヶ月から6歳の子どもを持つ保護者）

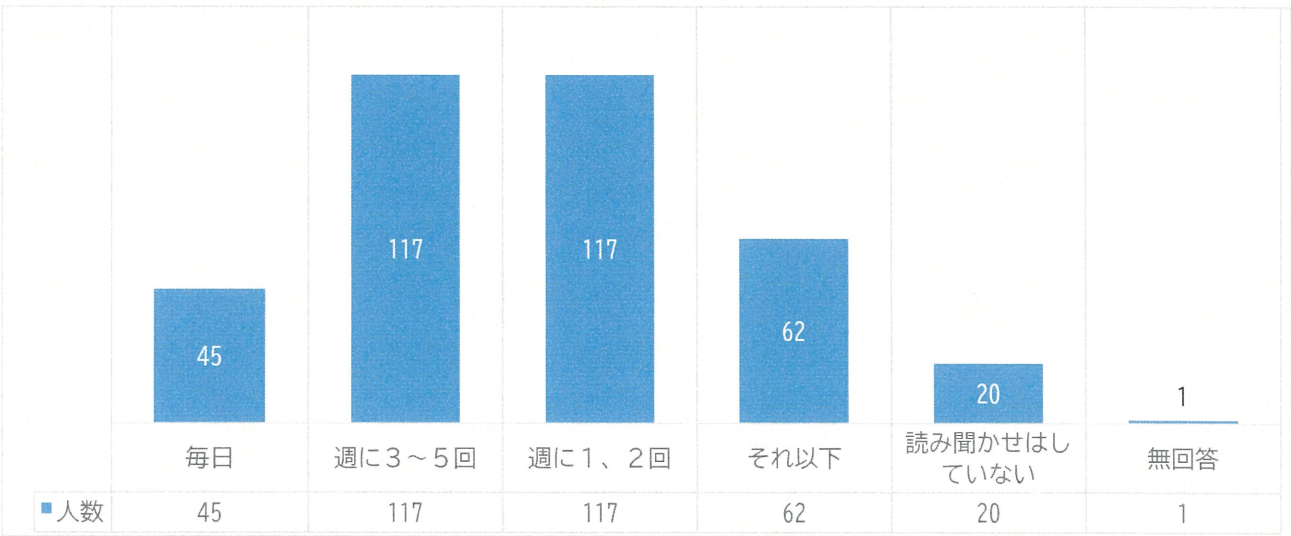
問1. 子どもの年齢はいくつですか。



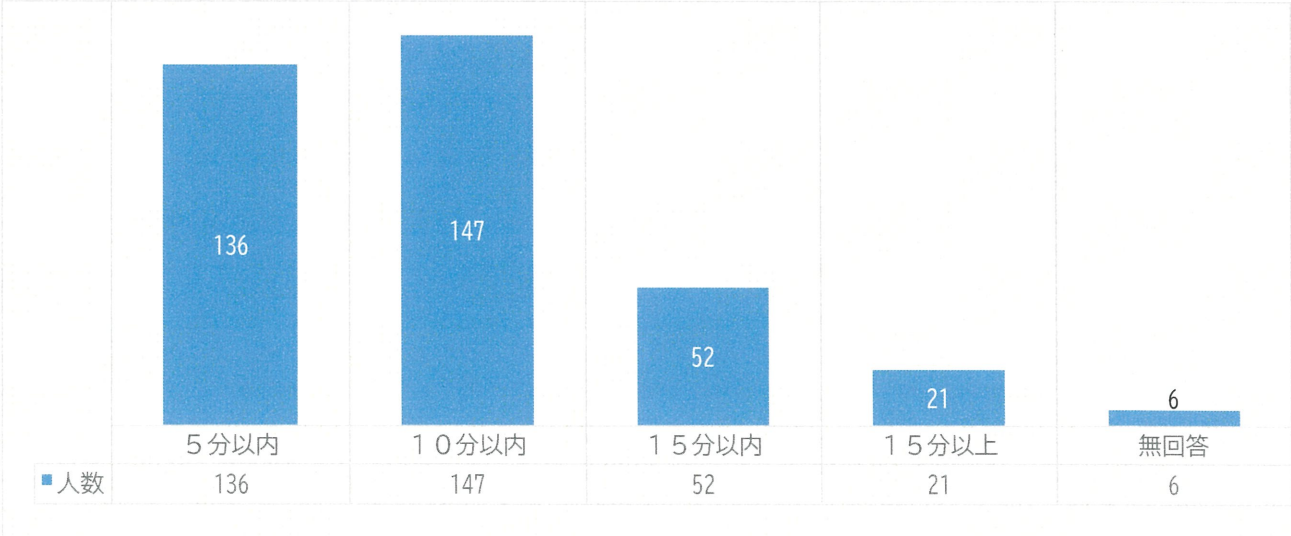
問2. あなたの家庭では、子どもに読み聞かせをしていますか。



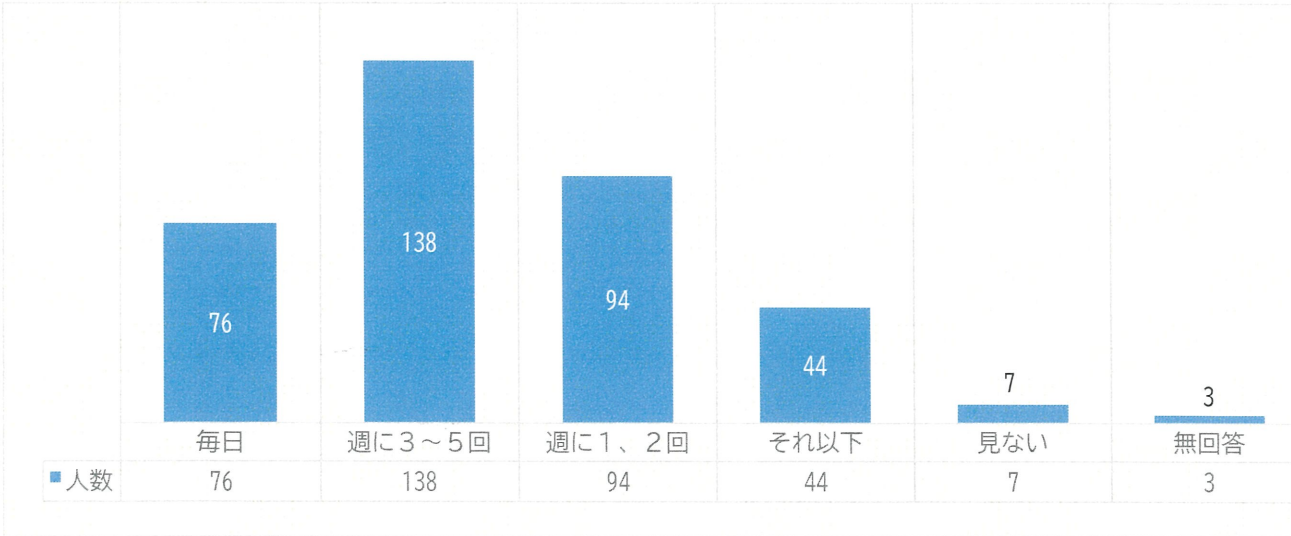
問3. あなたの家庭では、どのくらいの頻度で読み聞かせをしていますか。



問4. 子どもが集中して本を見ている時間はどのくらいですか。

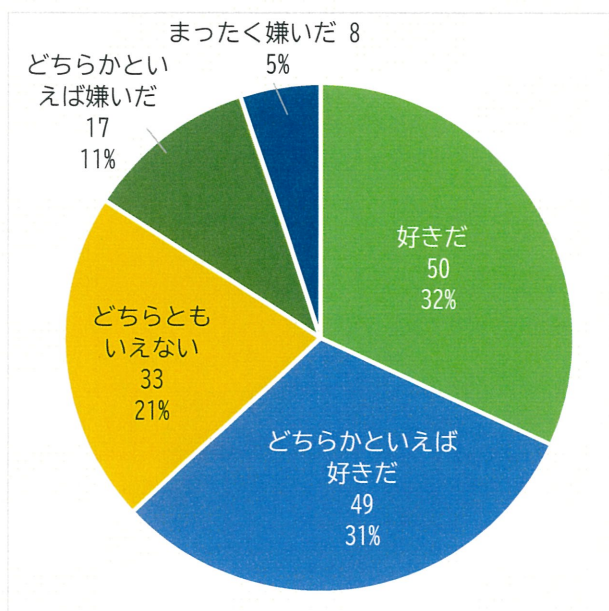


問5. 子どもが本を見る頻度はどのくらいですか。

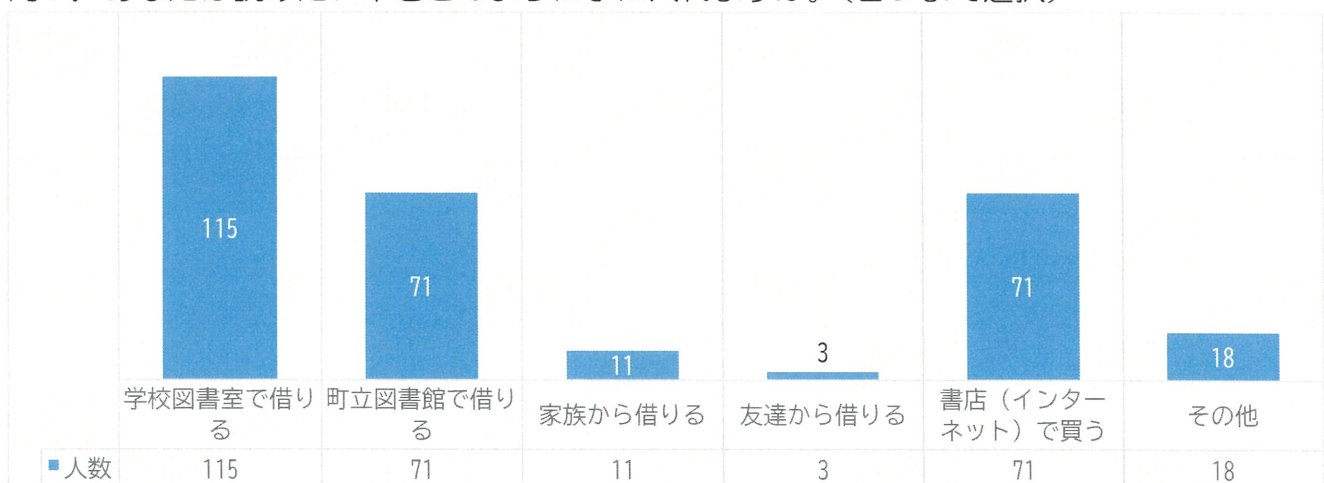


○アンケート結果（町内小学校５年生）

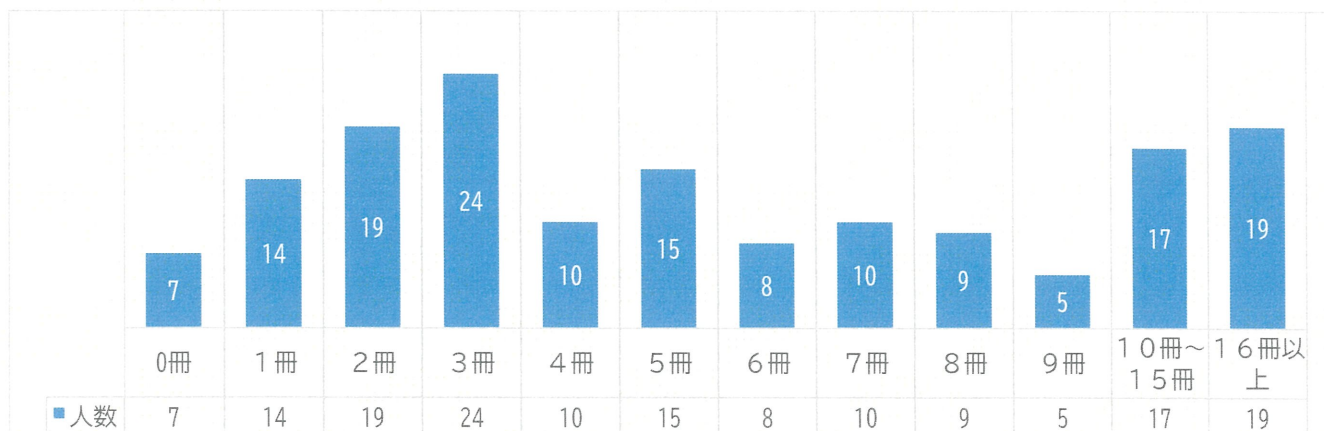
問６．あなたは読書が好きですか。



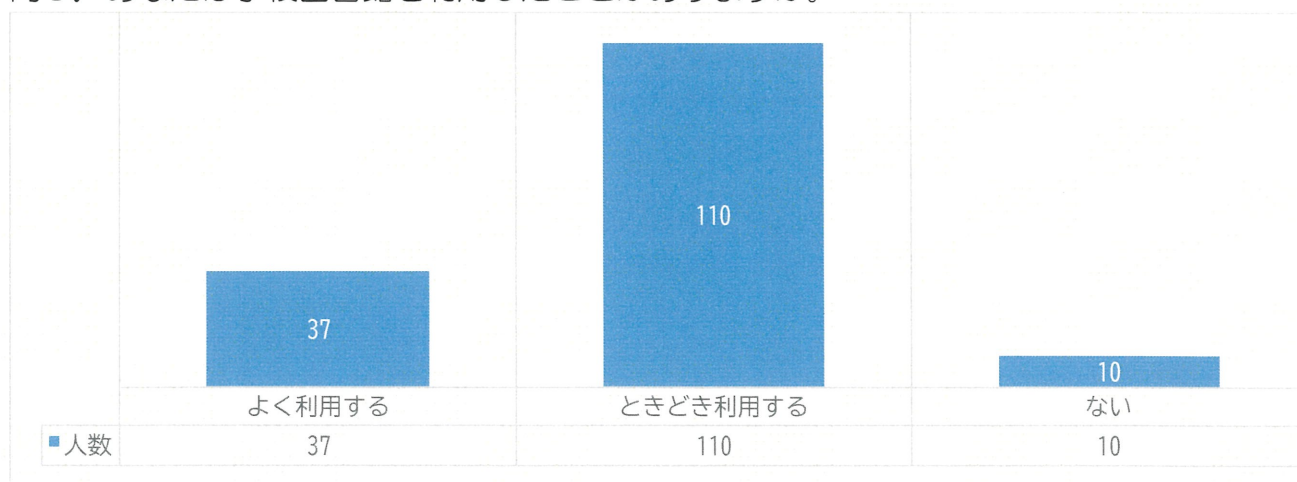
問７．あなたは読みたい本をどのように手に入れますか。（２つまで選択）



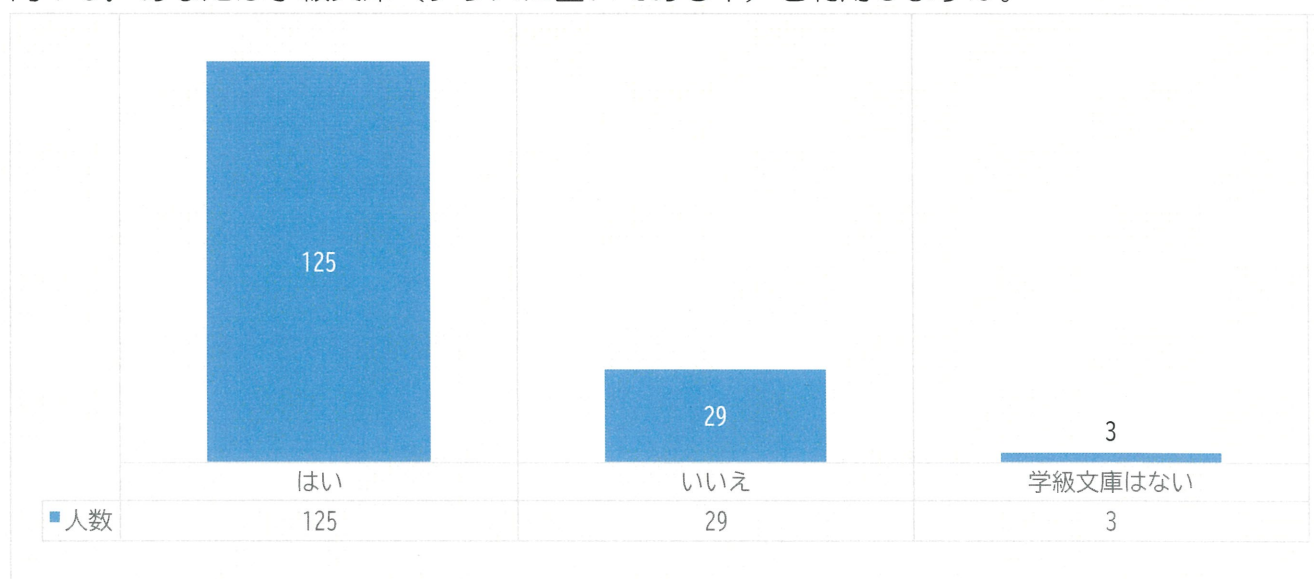
問８．この１ヶ月の間に本を何冊読みましたか。（借りて読んだ本を含む。教科書・学習参考書・マンガ雑誌やふろくは除く。）



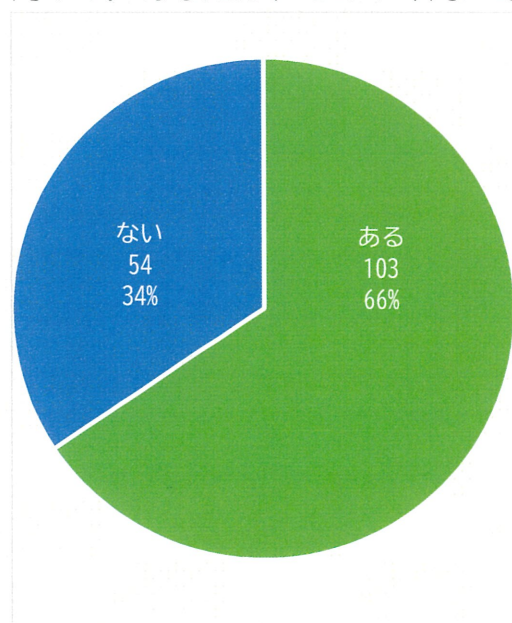
問 9. あなたは学校図書館を利用したことがありますか。



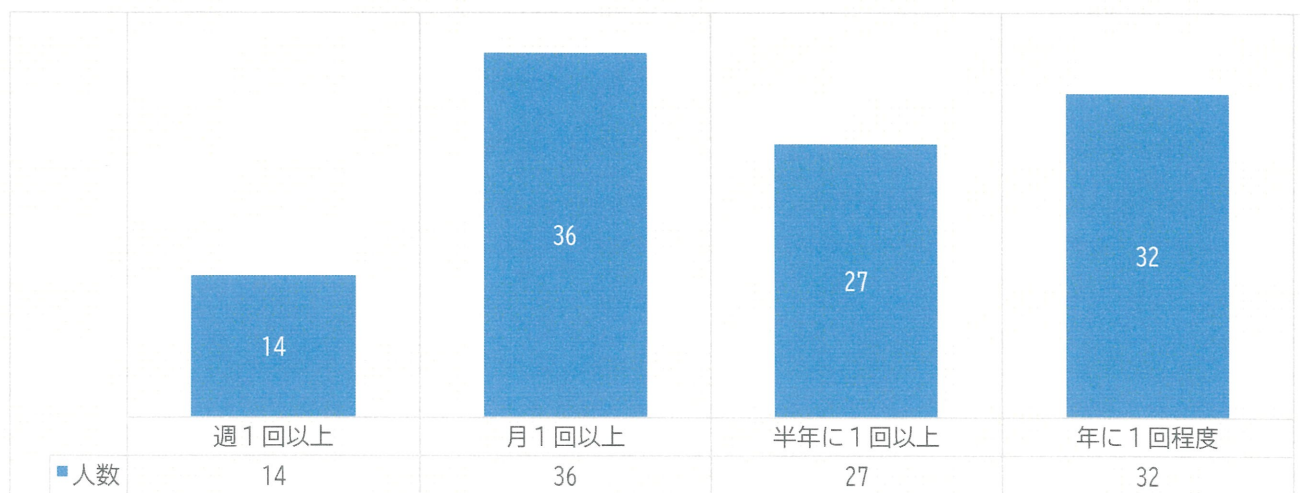
問 10. あなたは学級文庫（クラスに置いてある本）を利用しますか。



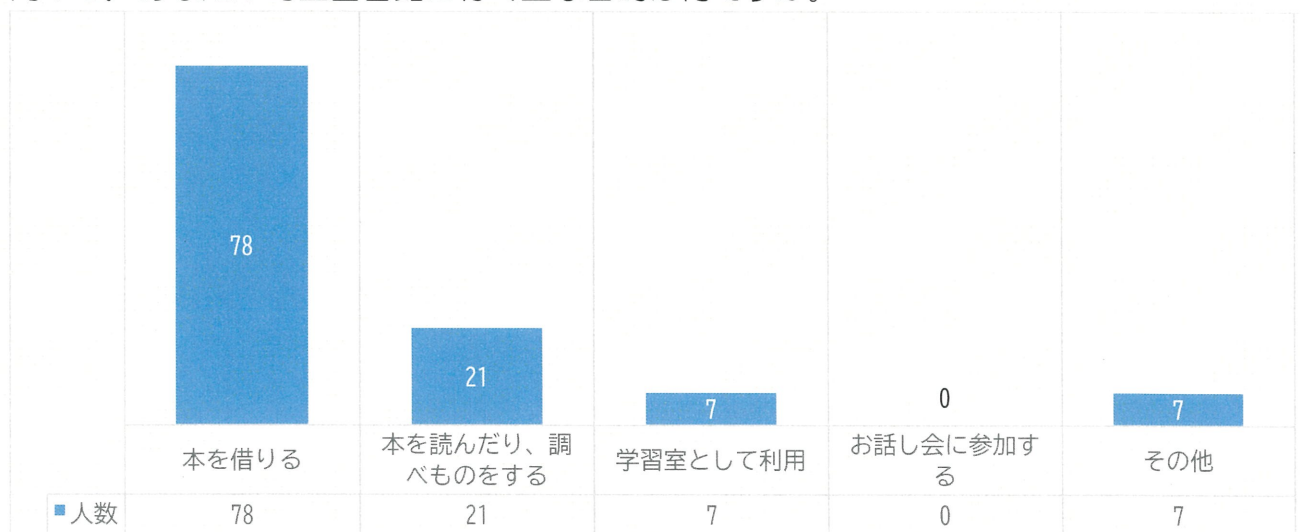
問 11. あなたは、この1年間に町立図書館を利用したことがありますか。



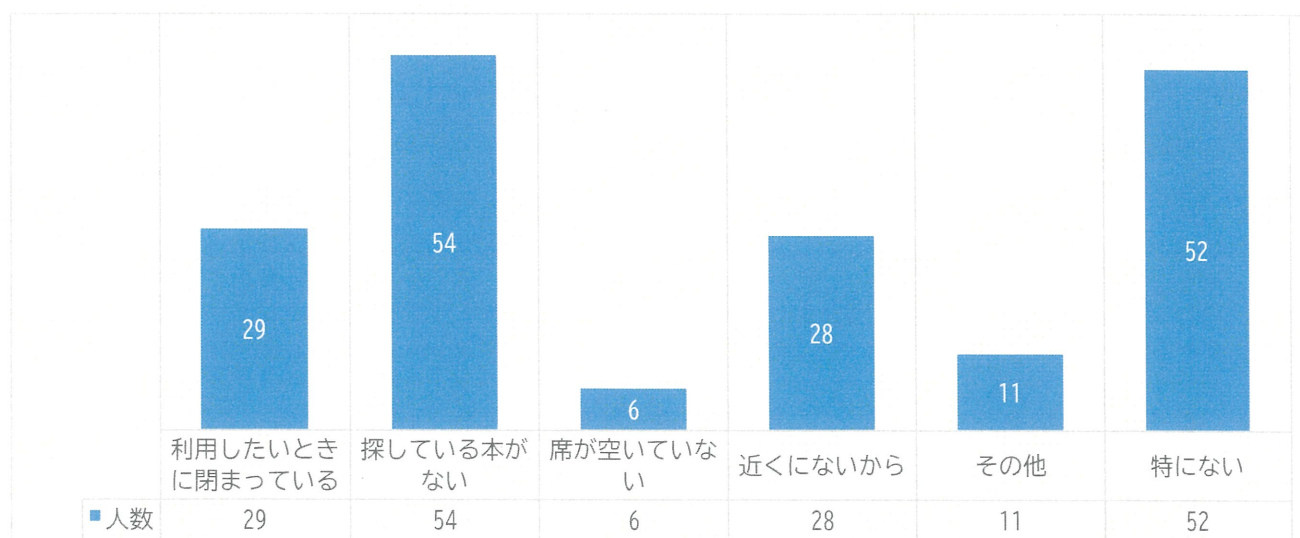
問 1 2. (問 1 1 で「①ある」と答えた人へ) あなたは町立図書館にどのくらい行きますか。



問 1 3. あなたが町立図書館に行く主な目的は何ですか。

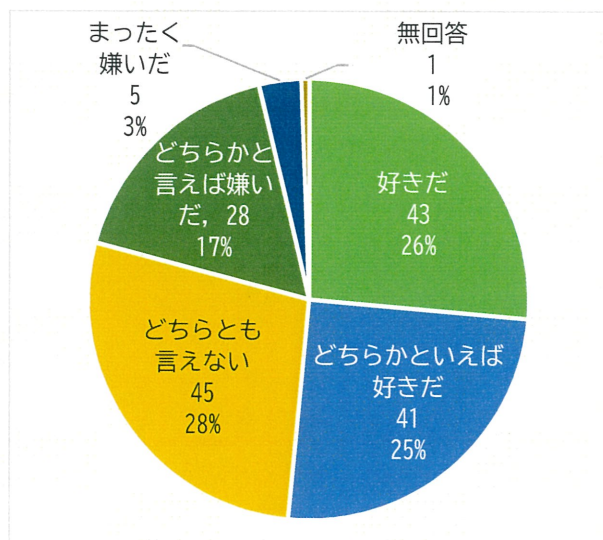


問 1 4. あなたが町立図書館を利用するときに困ることや気付いたことは、どんなことですか。(2つまで選択)

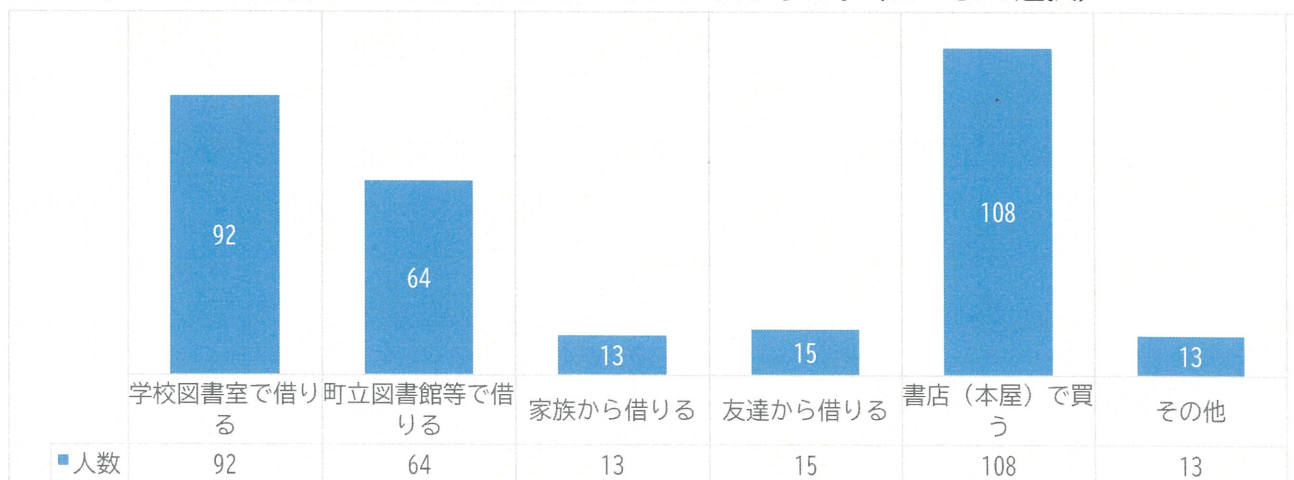


○アンケート結果（満濃中学校 2 年生）

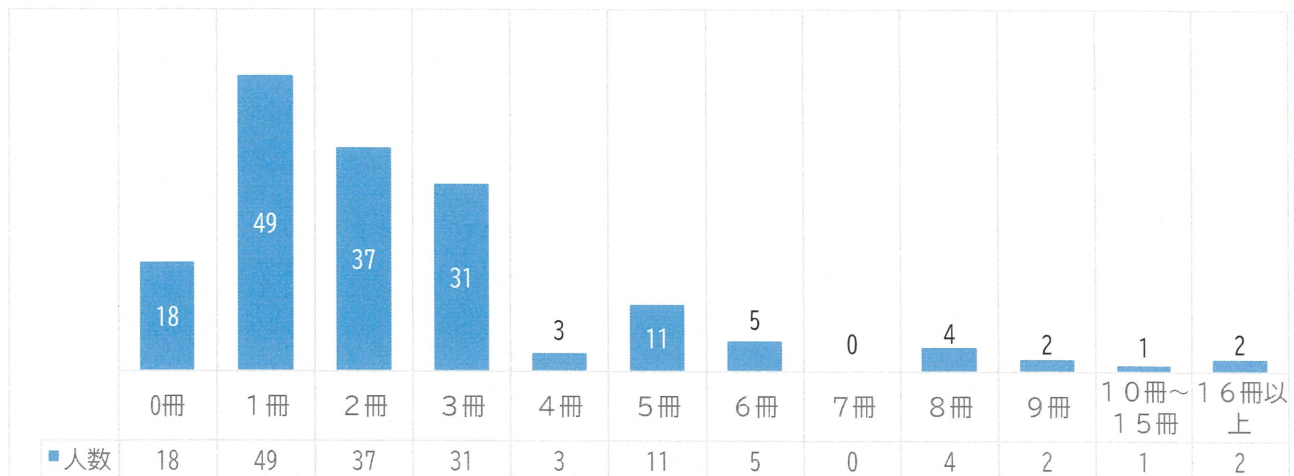
問 1 5．あなたは読書が好きですか。



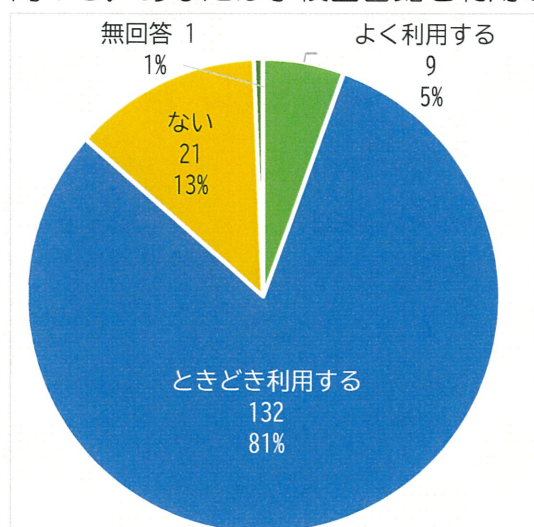
問 1 6．あなたは読みたい本をどのように手にいれますか。（2つまで選択）



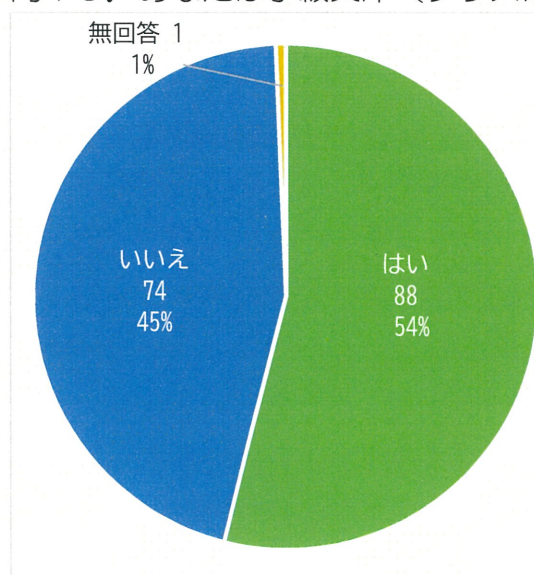
問 1 7．この1ヶ月の間に本を何冊読みましたか。（借りて読んだ本を含む。教科書・学習参考書・マンガ雑誌やふろくは除く。）



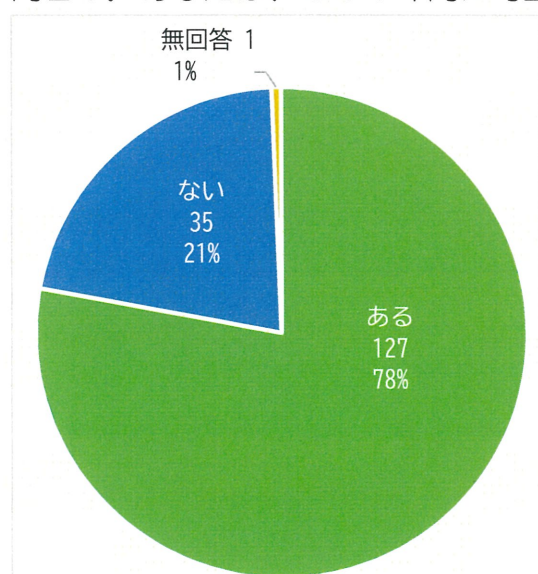
問 18. あなたは学校図書館を利用したことがありますか。



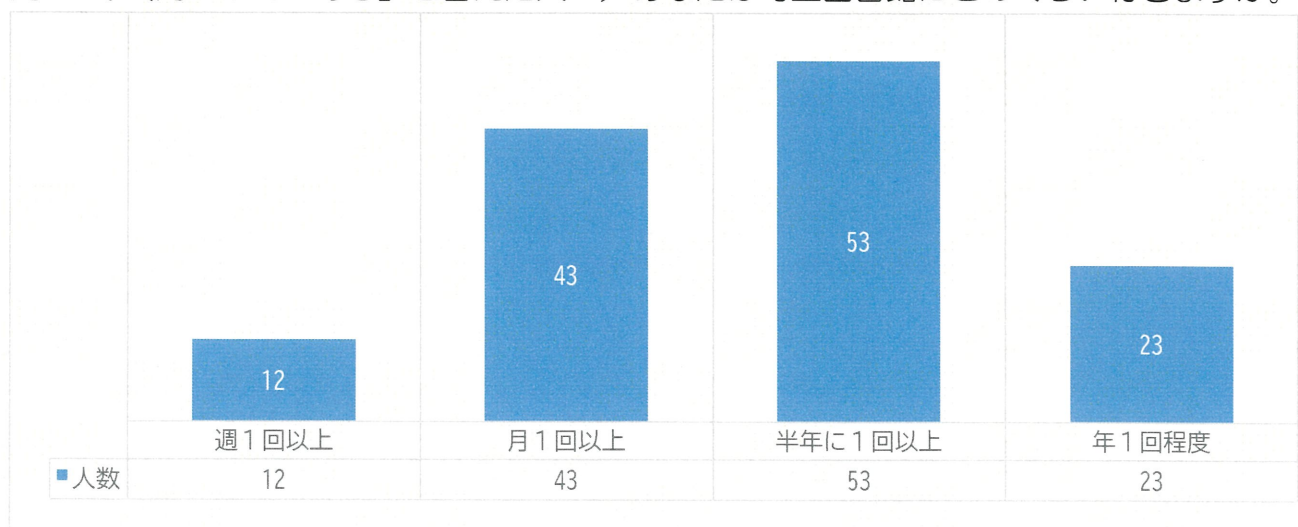
問 19. あなたは学級文庫（クラスに置いてある本）を利用しますか。



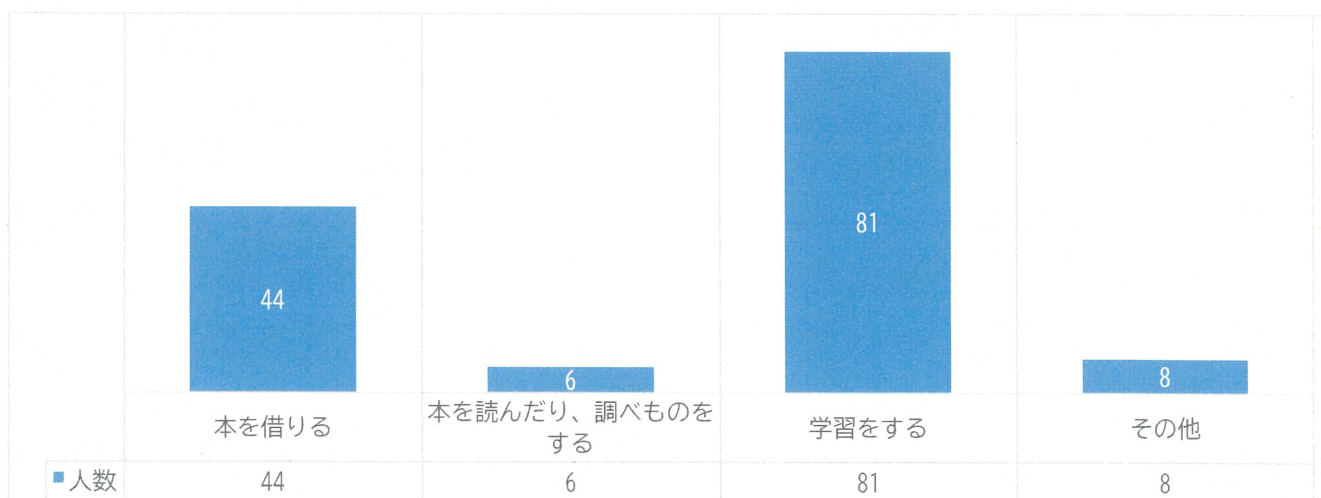
問 20. あなたは、この1年間に町立図書館を利用したことがありますか。



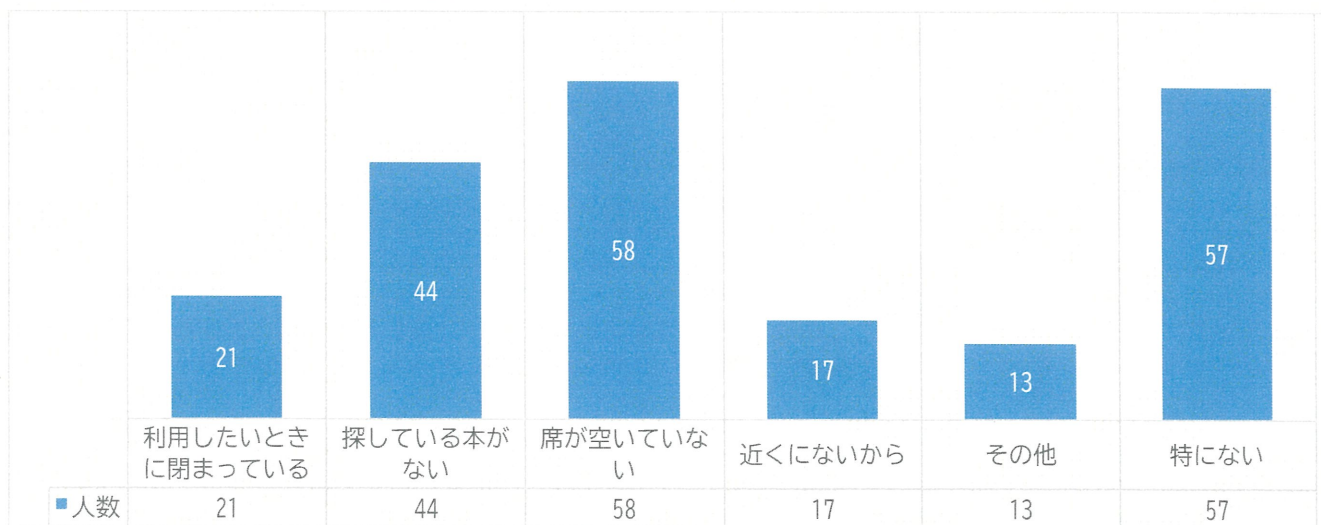
問21. (問20で「ある」と答えた人へ) あなたは町立図書館にどのくらい行きますか。



問22. あなたが町立図書館に行く主な目的は何ですか。



問23. あなたが町立図書館を利用するときに困ることや気付いたことは、どんなことですか。(2つまで選択)



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。